

平成24年の定期監督等の実施結果 - 定期監督等を実施した事業場の約7割で法違反 -

東京労働局及び労働基準監督署（支署）においては、経営環境の変化が続く中、すべての労働者が適法な労働条件の下で、安心かつ安全に働くことができる労働環境の実現を目指し、積極的に監督指導を行っている。

このたび、平成24年に管下18労働基準監督署（支署）が実施した定期監督等(注)について取りまとめたところ、以下のような結果となった。

注：定期監督等とは、過去の監督指導結果、各種の情報、労働災害報告等を契機として、労働基準監督官が実施する事業場に対する立入検査のこと。

<東京労働局における平成24年定期監督等概要>

1 実施件数 8,964件（対前年比 +305件 +3.5%）【表1】

<業種別順位> 建設業 3,266件 商業 1,720件 製造業 1,086件
(建築工事現場等) (小売店等)

建築工事現場については、墜落・転落防止を重点に一斉監督を実施している(平成24年に2回)。

2 違反事業場数 6,474件（対前年比 +329件 +5.4%）【表2】

<違反内容別順位> 労働時間 2,337件 割増賃金 1,749件 就業規則 1,303件
不適切な労働時間管理が行われた結果、割増賃金の未払いが生ずるケースが多く認められる。

3 違反率 72.2%（対前年比 +1.2ポイント）【表1】

<業種別順位> 接客娯楽業 82.1% 製造業 79.6% 運輸交通業 77.9%
(飲食店・旅館業等) (道路貨物運送業等)

接客娯楽業は特に小規模事業場が多く、労働基準関係法令の不知に起因する違反が多く認められる。

【今後の指導方針】

今後とも、労働条件をめぐる問題点を的確に把握しつつ、効果的な監督指導を実施するとともに、法令違反を繰り返すなど悪質な事業主については、厳正に司法処分に付すこととしている。

【表1】 定期監督等の実施件数・違反率

	平成23年		平成24年		対前年比	
	定期監督等 (件)	違反率 (%)	定期監督等 (件)	違反率 (%)	定期監督等 (件)	違反率 (ポイント)
製 造 業	887	80.2	1,086	79.6	+199	0.6
鉱 業	0	0.0	1	100.0	+1	+100.0
建 設 業	3,089	62.0	3,266	64.3	+177	+2.3
運 輸 交 通 業	402	77.1	399	77.9	3	+0.8
貨 物 取 扱 業	54	61.1	32	84.4	22	+23.3
工業的業種小計	4,432	67.0	4,784	69.1	+352	+2.1
農 林 業	9	44.4	6	50.0	3	+5.6
畜 産 ・ 水 産 業	1	0.0	0	0.0	1	+0.0
商 業	1,583	77.4	1,720	77.2	+137	0.2
金 融 広 告 業	115	68.7	97	77.3	18	+8.6
映 画 ・ 演 劇 業	27	81.5	51	64.7	+24	16.8
通 信 業	14	78.6	15	46.7	+1	31.9
教 育 研 究 業	300	76.0	194	76.3	106	+0.3
保 健 衛 生 業	649	76.6	524	75.4	125	1.2
接 客 娯 楽 業	595	76.1	526	82.1	69	+6.0
清 掃 ・ と 畜 業	177	71.2	137	73.7	40	+2.5
官 公 署	5	80.0	1	0.0	4	80.0
そ の 他 の 事 業	752	70.1	909	71.4	+157	+1.3
非工業的業種小計	4,227	75.2	4,180	75.8	47	+0.6
合 計	8,659	71.0	8,964	72.2	+305	+1.2

【表2】 定期監督等における労働基準法・労働安全衛生法に関する主要な法違反

労働基準法違反

平成	15条	24条	32条	35条	37条	89条	108条
	労働条件明示	賃金不払	労働時間	休日	割増賃金	就業規則	賃金台帳
23年	1,285	429	2,359	127	1,737	1,435	638
24年	1,224	520	2,337	149	1,749	1,303	837
前年比	61	+91	22	+22	+12	132	+199

労働安全衛生法違反

平成	10~19条 (14条除)	14条	20~25条	20~25条	30・31条	45条	59・60条	61条	65条	66条
	安全衛生管理体制	衛生責任者	安全基準	衛生基準	特定元方事業者・注文者	定期自主検査	安全衛生教育	就業制限	作業環境測定	健康診断
23年	810	228	1,394	152	485	171	66	58	96	1,116
24年	902	242	1,501	239	552	213	79	63	125	1,201
前年比	+92	+14	+107	+87	+67	+42	+13	+5	+29	+85

【表2：補足】 法違反の事例

(1) 労働基準法違反

第 15 条 ＜労働条件の明示＞	労働者を雇い入れる際に、賃金額及び支払方法並びに所定労働時間などの法定事項について書面を交付していないもの。また、交付しているが、法定事項が不足しているもの。
第 89 条 ＜就業規則の作成等＞	常時使用する労働者が 10 人以上いるのに、就業規則の作成・届出がないもの
第 32 条 ＜労働時間＞	時間外労働に関する協定（三六協定）の締結・届出がないのに、労働者に法定労働時間を超えて時間外労働を行わせているもの。また、協定の締結・届出はあるものの、その協定で定めた時間外労働の限度時間を超えて時間外労働を行わせているもの
第 37 条 ＜割増賃金＞	時間外労働、深夜労働を行わせているのに、法定割増賃金(通常の賃金の 2 割 5 分以上)を支払っていないもの。 なお、平成 22 年 4 月 1 日から、大企業(業種により資本金又は出資金の規模若しくは労働者数に応じて定められている)については、1 か月 60 時間を超える残業時間に対して 50%以上の割増率で割増賃金を支払わなければならないこととなっている。

(2) 労働安全衛生法違反

第 10～12、15、17～19 条 ＜安全衛生管理体制＞	常時使用する労働者が 50 人以上いるのに、衛生管理者を選任していないもの。
第 20～25 条 ＜機械・設備等の危険防止措置に関する安全基準＞	高さが 2 メートル以上の高所において、作業床の端に墜落防止のための手すりを設置することなく、作業を行わせていたもの。
第 30・31 条 ＜元方事業者等＞	建設工事現場において、元請事業者の労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するための協議組織の設置・運営を行っていないもの。
第 66 条 ＜健康診断＞	常時使用する労働者に対して、1 年以内ごとに 1 回、定期健康診断を実施していないもの。